

5月5日は端午の節句。現在のこいのぼりは合成繊維ですが、江戸時代は和紙に模様を手描きしていたそうです。数年前、手描きこいのぼりの伝統を一人で守って来た女性職人が引退されました。「伝統は形だけではない。伝えたい心が無いといけない」。55年の職人人生を振り返った、彼女の言葉の重みが胸に刺さりますね。

## いどばた散歩道

いっしょに歩こう

地域の事業者様を応援

<http://www.pc-kaikei.net/>

今年の大型連休は最高で10日間取れる方もいらっしゃるようですが、3年ぶりに行動制限もなく、各地大変賑わっていたようですが、これを機に経済も上向きになっていくのでしょうか。

連休明け、仕事の波に乗れるようリズムよく邁進していきましょう！



## 痛快! えだまめ君

画: さおり



## 知っとこ! 「税務のマメ知識」

### 【住宅ローン控除の改正について】

2022年度の税制改正により住宅ローン控除が改正されました。住宅ローン控除の制度は条件によって複雑になっているため、ここでは今回の改正の大きなポイントをご説明します。それは「控除率」「控除期間」「住宅の性能による借入限度額の違い」「適用対象者の所得要件の引き下げ」「中古住宅の築年数要件」です。控除率は、ローンを組んだ人が得する逆ざやを是正するため一律0.7%に縮小されます。控除期間は、2023年までは世の中の経済状況が厳しいことを鑑みて13年間のまま据え置かれます。住宅の性能による借入限度額の違いは、今後はカーボンニュートラル実現の観点から認定住宅、ZEH水準省エネ住宅など環境に優しい住宅には上乘せがある一方、省エネ基準に適合しない他の住宅については、住宅ローン控除が受けられないようになっていきます。適用対象者の所得要件の引き下げは、所得金額が3000万円以下であったのが2000万円以下に引き下げられます。中古住宅の築年数要件は、木造20年・耐火構造25年以下の住宅しか控除が適用されなかったのが、1982年以降に建築された新耐震基準適合住宅であれば要件を満たすことになります。今回の改正のポイントとしては、環境に配慮した性能の高い住宅のほうが、より減税の恩恵を受けられる方向になったといえるでしょう。



# 365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

## 今月の商売のヒント:【「満足」と「不満足」の複雑な関係】

鎖国を続けていた日本にペリーが来航した19世紀。世界ではイギリスを中心とした欧米諸国で産業革命が急速に進み、個人の生産効率を最大限に発揮することが重要だと考えられていました。いつの時代でも、個人の生産効率が商売を左右する状況は変わらないようです。では個人の生産効率は何に左右されるのか。今も昔も、会社の業績を支えている要素のひとつは社員のモチベーションではないでしょうか。ある調査によれば「やる気にあふれる」社員の生産性は、単に「満足している」社員と比べて約2.3倍高いという結果も出ています。

話を19世紀に戻して当時、フレデリック・ハーズバーグというアメリカの臨床心理学者が「何が人をやる気にさせるのか」という研究をして「モチベーション理論」を提唱しました。その理論によれば、人に「満足をもたらす要因」と「不満足をもたらす要因」は必ずしも同じではない。しかも満足をもたらす要因が満たされるとモチベーションは上がるけれど、不満足をもたらす要因を満たしても、不満足は解消になるだけで満足感やモチベーションが上がるとは限らないことを明らかにしたのです。気になるのは「満足をもたらす要因」の内容です。お金か、肩書か、休みか、人間関係か。実はこのどれでもありません。人に満足をもたらすのは、達成感、評価、責任ある立場、昇進、成長などで、つまり仕事そのものや仕事から得られる精神的な成長が満足につながり、やる気を引き出すそうです。一方、不満足をもたらす要因は、給与、福利厚生、経営方針や管理体制、同僚や上司との関係など。ここから分かるのは、給与が低ければ不満になるけれど、給与を上げてても不満が解消されるだけで社員のやる気にはつながらないという、経営者をガックリさせる話です。これをご自身の商売に当てはめてみてください。コロナ禍で大変なときは売り上げが上がればすべてうまくいくと思いがちですが、状況はそれほど単純ではなさそうです。コロナは一種の産業革命だという見方もあります。何が自分のやる気になるか。中長期的な視点で考えてみたいものです。



## トレンドを斬る!

コロナ禍によって打撃を受けた駅弁が進化しています。お取り寄せの対応は冷凍や真空パックの技術を駆使して実現、旅の醍

醐味(だいごみ)を懐かしむ人々に喜ばれています。また駅での販売に限定せず、高速道路のパーキングエリアに販路を見いだすメーカーや、自動販売機を導入し無人販売を成功させた例もあります。ある老舗はデパ地下に出店し、ご当地の高級弁当として好評を得ています。駅弁の既成概念を壊し、新たな存在意義をかけて各社が模索しています。



### 今月のお知らせ

市役所より届く「個人住民税の特別徴収」の通知は、給与より各人の住民税を差し引き、事業所が納付を行います。新年度分の住民税は6月給与から控除となりますので、給与計算時ご注意ください。また個人別通知書は各人へお渡しください。

### 柳田会計事務所

〒671-2579

兵庫県宍粟市山崎町門前 19-7

電話：0790-62-8881 FAX：0790-62-8885

URL： <http://www.yanagita.net>

MAIL： [m-yanagita@nifty.com](mailto:m-yanagita@nifty.com)